

教 学 第 1262 号  
令和5年(2023年)3月6日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)  
(各市町立学校長)

様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉野将司

いのちを支える自殺対策の推進のために(各都道府県知事、市区町村長あて  
3大臣からのメッセージの送付について)(通知)

このことについて、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室、文部科学省初等中等教育局児童生徒課及び内閣官房こども家庭庁設立準備室より、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

先般公表された令和4年の全国での年間自殺者数(暫定値)は、13年ぶりに男性が増加とともに、小中高生の自殺者数が過去最多となっています。このため、国においては、順次、効果的な施策の推進に向けて必要な通知等を発出するとともに、この4月からこども家庭庁を創設し、子どもの居場所づくりや、いじめの防止対策の強化など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を加速させています。

つきましては、令和5年(2023年)3月2日付け教学生第1248号生徒指導・学校安全課長通知「児童生徒の自殺予防について」及び同付け教学生第1249号生徒指導・学校安全課長通知「自殺対策強化月間及び新年度に向けた自殺予防に係る児童生徒や学生等への文部科学大臣メッセージについて」を踏まえ、各学校においては、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、引き続き児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

(生徒指導係)



事務連絡  
令和5年3月1日

都道府県自殺対策主管課（室）  
教育委員会指導事務主管課  
こども政策担当課  
政令指定都市自殺対策主管課（室）  
教育委員会指導事務主管課  
こども政策担当課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社  
を所轄する構造改革特区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課 御中

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
内閣官房こども家庭庁設立準備室

いのちを支える自殺対策の推進のために  
(各都道府県知事、市区町村長あて3大臣からのメッセージの送付について)

地域自殺対策の推進について、平素より格段の御理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、自殺対策については、平成18年に自殺対策基本法が成立し、その後、国、地方公共団体、民間団体等が一丸となって総合的な取り組みを行ってきた結果、当時3万人を超えていた自殺者数は、直近では約2万人まで減少してきており、着実に成果をあげてきているものと考えます。一方で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したこと等により、令和2年以降、女性やこども・若者の自殺者が増えるなど今後対応すべき新たな課題も顕在化してきました。

また、先般公表された令和4年の年間自殺者数（暫定値）においては、13年ぶりに男性が増加となるとともに、小中高生の自殺者数が過去最多となっています。

昨年10月に策定された新たな「自殺総合対策大綱」では、地域自殺対策計画の充実を行いながら、地域の関係者のネットワーク構築、地域自殺対策推進センターの機能強化など「地域自殺対策の取組強化」等について推進することとして

います。

このため、国においては、順次、効果的な施策の推進に向けて必要な通知等を発出していくとともに、この4月からこども家庭庁を創設し、子どもの居場所づくりや、いじめの防止対策の強化など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を加速させていきます。

このような状況を踏まえ、今般、国と地方公共団体の連携を強化し、自殺対策を一層推進していくため、加藤厚生労働大臣、永岡文部科学大臣、小倉こども政策担当大臣から、各都道府県知事及び市区町村長宛にメッセージを発出しましたのでお送り致します。(別添)

都道府県、指定都市におかれましては、各知事、各市長にこのメッセージを届けていただくとともに、管内の市区町村(指定都市を除く)の首長へも確実にご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人に対して、必要に応じて、周知を図るようお願いします。

【本件連絡先】

○厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線 2837）

担当者：山田、椎野

E-mail：[jisatsutaisaku@mhlw.go.jp](mailto:jisatsutaisaku@mhlw.go.jp)

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課

電話：03-5253-4111（内線 3298）

担当者：片境、小澤

E-mail：[s-sidou@mext.go.jp](mailto:s-sidou@mext.go.jp)

○内閣官房こども家庭庁設立準備室

電話：03-5253-2111

担当者：本多、北島、塚田

E-mail：[kodomokatei.fukuhoseisaku@cfa.go.jp](mailto:kodomokatei.fukuhoseisaku@cfa.go.jp)

都道府県知事 殿  
各 指定都市市長 殿  
市区町村長 殿

いのちを支える自殺対策の推進のために

3月は自殺対策強化月間です。

先般公表された令和4年の年間自殺者数は 21,843 人と前年を上回り、中高年を中心に男性は 13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多の 512 人となっております。

昨年 10 月に策定した新たな「自殺総合対策大綱」においては、今後対応すべき課題として「子ども・若者の自殺対策の更なる強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」等について国や地方自治体、民間団体等が一丸となって取り組むこととしています。

自殺対策では、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図ることが重要です。そのため、住民に身近な地方自治体の役割は大きく、貴職の強力なリーダーシップの下、地域自殺対策計画の充実、地域自殺対策推進センターの強化、相談窓口や支援機関とのネットワーク強化などの施策を一層推進していただくようお願いします。

また、国においては、この4月からこども家庭庁を創設し、子どもの居場所づくりや、いじめの防止対策の強化など、「こどもまんな

か社会」の実現に向けた取組を加速させていきます。3府省が連携して、子どもの孤立や自殺を防ぐため取組を強化してまいります。

子どもの自殺対策を推進するためには、一人ひとりへの命の大切さ・尊さ、SOSの出し方等に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して地域全体で子どもを守っていく仕組みづくりが鍵となります。

地方自治体におかれても関係者の連携に努めながら、子どもへの対応の強化に向けてご協力をお願いします。

悩みを抱える方が誰かにひとこと相談できる社会、そして皆がそれを温かく受け止められる社会、そのような社会づくりに向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと思います。

令和5年3月1日

厚生労働大臣 加藤勝信

文部科学大臣 永岡桂子

子ども政策担当大臣 小倉將信